

# 生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金(特例貸付)の ごあんない

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯への貸付を行います。(ご返済いただく必要があります)

## 休業・収入減少された方向け (緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額 ・学校等の休業、個人事業主等の特例 20万円以内  
・その他の場合 10万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 貸付利子 無利子

## 失業された方等向け (総合支援資金※)

※生活支援費のみ

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内  
(単身) 月15万円以内  
貸付期間：原則3月以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 10年以内
- 貸付利子 無利子

## 借入受付時に必要な書類等 (原本)

- 身分を証明できるもの (運転免許証等 顔写真が貼付された証明書)
- 印鑑 (登録済み印鑑)
- 住民票謄本 (世帯員全員が記載されたもの)
- 申込者名義の預金通帳
- 世帯の収入支出の状況がわかるもの
- 新型コロナウイルス感染症の影響による収入等の減少の状況が明らかにわかるもの

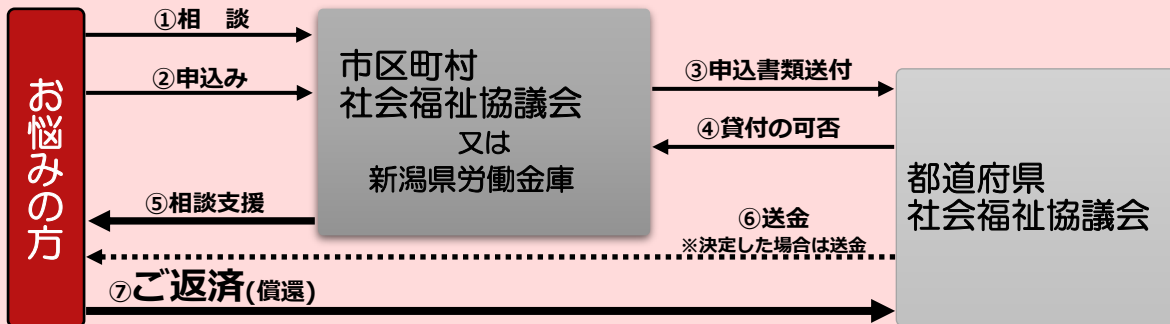
※必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。

※確認記録の必要から、相談者さまのご了解のもとで写しをいただきます。

※貸付の可否に関わらず申込書類はお返しできませんので、予めご了承ください。

- ◆ 開始日：令和2年3月25日（水） 午前10時から受付を開始
- ◆ 相談・申込受付時間：午前10時～午後3時30分（土曜、日曜、祝祭日を除く）

### 貸付手続きの流れ



### 貸付制度利用に際しての留意点

- (1) 個人ではなく世帯を対象とし、「世帯の生活の安定」を支援する制度です
- (2) 「貸付が支援になる」と判断される場合に対象とします
- (3) 実情を正しくお話いただくことが大切です
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯への貸付はできません
- (5) 本特例貸付は、「償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」予定ですが、現在、厚生労働省から特例措置に関する詳細が示されていません。追って償還時にお示しします。

### ◆ 新潟県内 市町村社会福祉協議会

| 社協名         | 電話番号         | 社協名         | 電話番号         |
|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 新潟市社会福祉協議会  |              | 燕市社会福祉協議会   | 0256-78-7080 |
| 北区          | 025-386-2778 | 糸魚川市社会福祉協議会 | 025-552-7700 |
| 東区          | 025-272-7721 | 妙高市社会福祉協議会  | 0255-72-7660 |
| 中央区         | 025-210-8720 | 五泉市社会福祉協議会  | 0250-41-1000 |
| 江南区         | 025-250-7743 | 佐渡市社会福祉協議会  | 0259-81-1155 |
| 秋葉区         | 0250-24-8376 | 阿賀野市社会福祉協議会 | 0250-67-9203 |
| 南区          | 025-373-3223 | 魚沼市社会福祉協議会  | 025-792-8181 |
| 西区          | 025-211-1630 | 南魚沼市社会福祉協議会 | 025-773-6911 |
| 西蒲区         | 0256-73-3356 | 胎内市社会福祉協議会  | 0254-44-8682 |
| 長岡市社会福祉協議会  | 0258-33-6000 | 聖籠町社会福祉協議会  | 0254-28-7110 |
| 上越市社会福祉協議会  | 025-526-1515 | 弥彦村社会福祉協議会  | 0256-94-4551 |
| 三条市社会福祉協議会  | 0256-33-8511 | 田上町社会福祉協議会  | 0256-57-5877 |
| 柏崎市社会福祉協議会  | 0257-22-1411 | 阿賀町社会福祉協議会  | 0254-92-3088 |
| 新発田市社会福祉協議会 | 0254-23-1000 | 出雲崎町社会福祉協議会 | 0258-41-7133 |
| 小千谷市社会福祉協議会 | 0258-83-2340 | 湯沢町社会福祉協議会  | 025-784-4111 |
| 加茂市社会福祉協議会  | 0256-52-6667 | 津南町社会福祉協議会  | 025-765-3774 |
| 十日町市社会福祉協議会 | 025-750-5010 | 刈羽村社会福祉協議会  | 0257-45-2026 |
| 見附市社会福祉協議会  | 0258-61-1352 | 関川村社会福祉協議会  | 0254-64-0111 |
| 村上市社会福祉協議会  | 0254-62-7756 | 粟島浦村社会福祉協議会 | 0254-55-2111 |

実施主体：社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 生活支援課  
 連絡先：〒950-8575 新潟市中央区上所 2-2-2 電話：025-281-5522